

越後国村上藩領における 宝暦飢饉への町場の対応と米穀事情

田中 達也 (大東文化大学経済学部)

Town Countermeasure against *Houreki* Famine and Rice Situation in the Territory of *Murakami Domain, Echigo*

Tatsuya TANAKA

第1章 はじめに

近世中期の宝暦5年(1755)は、前年の早魃による不作に続いて、夏から秋にかけての低温や豪雨などの影響で、東北から関東・北陸にかけての広範な地域で深刻な凶作となった。越後もその渦中にあり、5年末から各地で食料が欠乏、餓死者や離散・流浪者が出るなどの飢饉となり、高田藩・新発田藩・村上藩など越後国内の各藩は、飢人救済ならびに城下など領内の治安維持のため、救米・飢人御救い小屋を設置しての施粥・米穀の領外流出を阻止する穀留などの施策を行った¹⁾。

この、いわゆる「宝暦飢饉」以降も、越後では約30年にわたって各地で災害が続発し、『新潟県史』はこの期間を「災害の連続した時期」と位置づけている²⁾。そして、この時期は、天明3年(1783)の浅間山噴火と凶作、近世を代表する飢饉の一つである天明飢饉へと至ることになる。宝暦飢饉は、天明飢饉へと至る一時代の始まりとしても位置づけ得る事象であった。

宝暦飢饉への対応については、『新潟県史』には各藩の施策についての詳細な紹介はあるものの、飢饉のなかでの地域社会の動向、飢饉への地域社会の対応やこれと藩の施策との関係については、比較的言及に乏しい。そこで、本稿では、越後村上藩領を事例に、地域社会の宝暦飢饉への対応の具体的な様相を提示してみたい。これに加えて、飢饉を地域の米穀事情の一局面と位置づけ、当該期の地域における米穀の動きや、米穀と社会との関わりにまで視野を広げることにより、飢饉への対応を地域の米穀事情のなかに位置づけてみたい。

村上藩領のなかでも、本稿で主たる対象とするのは、村上(村上市大町・小町・上町ほか)と岩船(村上市岩船上町ほか)という2つの町である。両者は同一藩内の主要な町場でありながら、村

上は藩領の政治・経済の中心としての役割を果たす城下町、海に臨む岩船は港町・漁師町と、異なる様相・機能をもっていた。これら両町の特徴を踏まえながら、各々の飢饉への対応を比較の視点を加えつつ検討することにより、飢饉への対応の地域的特徴を掴むとともに、同一藩内における米穀事情の地域的差異にまで分け入ってみたい。

村上・岩船両町には、町役人の業務日記が近世中期から後期にわたって残されている。本稿では、これを主たる史料として、以下、第2章で村上町、第3章で岩船町の飢饉への対応を提示する。享保3年(1718)の明細帳によると、村上町は家数831軒、人数7786人(男4053人、女3733人)であり、本田畑の惣高1107石1升3合、本田反別19町2反9畝19歩、本畑反別139町7反8畝27歩、新田の反別2反2畝22歩、新畑反別27町3反2畝9歩であった³⁾。岩船町は、享保20年(1735)の明細帳によると、家数754軒、人数3661人(男1935人、女1671人)であり、本田畑・新田畑の惣高680石3斗7升6合、本田反別44町6反5畝1歩(うち本田分地1町10歩)、本畑反別1町4反2畝21歩、新田反別2町2反26歩、新畑反別6町8反8畝16歩であった⁴⁾。村上町が、特産である村上茶を生み出す畑を中心とする耕地状況であったのに対して、岩船町は水田優位の耕地状況であり、その面積は周辺村落にも引けを取らないものであった。

第2章 宝暦飢饉と村上町

飢饉の前年にあたる宝暦4年(1754)6月、村上藩は藩内の町々や寺社に対して、諸事不相応の振る舞いなく生活していくようにとの、重ねての指示を行っていた⁵⁾。村上町の請書には、背景となる世情として「近年打続米穀下直^ニ付物毎不通用^ニ成行候」とあり、藩内の景気停滞状況と、その理由としての近年における継続的な米穀の下値傾向があげられている。

村上町大年寄による業務日誌「村上町年行事所日記」に記録された、村上町における米の御立直段(村上藩の公定価格)の推移を第1表に示した。これをみると、宝暦3年(1753)12月の936文を底値に、宝暦に入ってから4年まではほぼ1貫250文以下で推移してきた。しかし、翌5年(1755)11月には1貫932文まで上昇し、宝暦3年12月には10両につき48匁5分であったものが、この時には19匁7分まで

第1表 村上町における御立直段の推移
(寛延4年～宝暦6年)

| 年 月 | 御蔵米1俵代 |
|---------|----------------------|
| 寛延4年6月 | 1貫135文 |
| 寛延4年11月 | 1貫210文 1貫246文 |
| (二口平均) | 1貫228文 |
| 宝暦2年10月 | 1貫130文 1貫60文 |
| (二口平均) | 1貫145文 |
| 宝暦2年12月 | 1貫148文8分2厘5毛 |
| 宝暦3年12月 | 936文 |
| 宝暦4年9月 | 1貫250文 |
| 宝暦4年11月 | 1貫255文 |
| 宝暦5年2月 | 1貫243文7分 |
| 宝暦5年11月 | 1貫932文 |
| 宝暦6年10月 | 1貫535文7分1厘 1貫410文 |
| (二口平均) | 1貫472文8分5厘 |
| 宝暦6年12月 | 1貫466文7分 |

(「村上町年行事所日記」により作成)
注)・寛延4年11月・宝暦2年10月・宝暦6年10月は二口分の記載がある。
・寛延4年は11月4日に宝暦に改元。

になっていた。

急速な米価上昇のなかで、村上町では、これに備えて事前に米を買い置いていた者もみられなかった。そのため、町方の飯料は、一俵背負いの者が近郷や御他領から日々米を買い入れるとともに、中条（胎内市中条・表町など）・本郷（胎内市本郷町など）・平林（村上市平林）より馬にて米が持ち込まれることで、かろうじて維持された。新穀が上納される時節となった8月、惣町の年寄衆が町大年寄衆中に対して、当月中は御他領米が町方に円滑に搬入されるよう、山居前口・牛沢口の両御番所に仰せ付け下さるよう取り計らって欲しいと願い出た（史料1-1）⁶⁾。穀留が実施されるまでは円滑に村上町へと米を搬入していかないと、両口での穀留の実施とともに、その日から町内は飯米に差し支えてしまうことになるからである。

（史料1-1）

奉願口上之覚

当夏より連々米直段引上其上諸商無御座町方者共一統困窮仕候、第一米之儀当町中^ニ買置仕候者も無御座候^ニ付、漸壺俵背負之者共近郷・御他領より其日其日^ニ買出し、其上中条・本郷・平林方より馬^ニ而売^ニ參申候故是迄銘々飯料取続罷在候、然所最早新穀納時分^ニ罷成候^ニ付、穀留御番所御居置可被遊と奉存候、依之乍恐山居前口・牛沢口両御番所之儀當月中御他領米町方へ通用宜敷様^ニ被為仰付被下置候様^ニ町方之者共一統奉願候、左様無御座候而ハ穀留御番所御置被遊候当日より町方飯米必至と差支難洪至極仕候、以御慈悲を奉願候通被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、此旨宜被仰上可被下候、以上

亥八月

惣町年寄連印

町大年寄衆中

宝暦6年（1756）の「穀留小屋番覚」によると、穀留御番所は村上町と周辺地域との出入り口にあたる岩船口・瀬波口・最念寺前・山居前・牛沢口・半右衛門小路・相川口・山辺里口の8か所に設置されていた⁷⁾。時代は半世紀ほど遡る宝永6年（1709）、岩船口を介して村上町と通じる岩船町は、以前より常々仰せつけられてきた、米・大豆を村上町へ持ち込み販売することを堅く禁ずる旨の順守を、町内で再確認・徹底している⁸⁾。当時、岩船町の者たちによる村上町での米の振り売りが横行していた現実が窺われるものではあるが、一方では、村上町への米や大豆の移入を認めないという原則が存在していた。享保6年（1721）2月における村上町での飯米差し支えの際にも、村上町大年寄は、払米といった措置が講じられないならば、「例之通」り穀留御番所を「御揚」下さるよう藩に願い出て、この時には時を置かず牛沢口・山居前口・駒込岩船口・最念寺前口の4か所の穀留御番所が開かれている⁹⁾。こうした米穀払底といった状況下を除いては、村上町への入米は厳しく規制され、穀留御番所はそれを実践する役割を果たしてきた。

惣町年寄からの願いである穀留御番所への指示の依頼に加えて、村上町大年寄は御奉行所への願

書のなかで、例年下されてきた「穀留通り御切手」を早速下されれば、背負いの者どもによる近郷・御他領からの米の買い出しを切れ目なく継続することができるので、穀留御番所が設置される当日から「穀留通り御切手」を下されるよう願った(史料1-2)¹⁰⁾。

(史料1-2)

又 奉願口上之覚

町方之儀当夏中より段々米高直^ニ罷成困窮至極仕候、第一米之儀貯候者も無御座高直之上払底仕、漸尙俵背負之者共近郷・御他領より其日其日^ニ買出し銘々飯料取続罷在候、然所最早新穀納時分^ニ相成候^ニ付、穀留御番所御居可被遊奉存候^ニ付町方飯米必至と差支迷惑至極仕候間、通用宜様^ニ被為仰付被下置候様^ニ年寄共私共迄願出申候、依之承合申候処至而米払底^ニ御座候故、穀留御番所御差置被遊候当日より飯米難洩至極仕候、乍恐以御勘弁を米通用宜被仰付被下置度奉願候、尤例年被下置候穀留通り御切手早速被下置候得ハ、右背負之者共近郷・御他領より買出し飯米取続申候義^ニ御座候間、以御慈悲を穀留御番所御差置被遊候当日より通り御切手被下置候様^ニ奉願候、被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

亥八月

大年寄 与 助
善 蔵

御奉行所

又 奉願口上之覚

町方之儀夏中より米高直罷成、其上調置申候貯も無御座払底仕候、然所最早新穀御収納時分^ニ御座候得ハ穀留御番所御差置可被遊と奉存候、依之穀留御番所通り御切手早ク被下置候様^ニ奉願候、被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

亥八月八日上ル

与 助
善 蔵

御奉行所

先に示した、享保6年2月の村上町大年寄の願書では、穀留御番所の「御揚」願いに続けて、瀬波・岩船の両沖口(沖ノ口)を開いて米穀取り入れを自由とするよう願っている。他領から村上町へと米穀を取り入れていくためには、村上町の諸口御番所ばかりでなく、他領との出入り口にあたる港に設定された沖口を通過することが必要であり、ここでも番所が置かれて入米が管理・規制されていた。

享保7年(1722)6月の年寄連印による願書には、村上町の者が他所(他領)へ商売物を持参し金子に替えたものの、さらなる商いには至らずこれを米に代替したり、延べ売りの酒代などとして

米を受け取ったりすることがあり、そのような場合には瀬波・岩船両沖口を開いてこれらの米を通り過ぎて欲しいと述べられている¹¹⁾。同年11月7日には、年寄連印での願書がもう一つ提出された。そこでは、古来より村上町から隣村に出かけた商人や諸職人が「下米」を取り入れるために「下米通用之札」を下付され、一荷限りということを持ち運んできた。しかし、今年（享保7年）は下米といえども5～7升に限るとされたため、郷中に出向いて渡世する者は一日の家業を送りがたく、とくに節季までのうちは春中より少しずつ仕入れ置いていた代米を取り集めて入れていくことになるので必至と迷惑として、これまでと同様に一荷限りとするよう願っている¹²⁾。

ここに示した2つの願いのうち、前者のような形で藩領内に持ち込まれて村上町に至る米は後に「仕替米」とよばれ、以後、その沖口通過の願いと許可が繰り返されていく。後者に関わるものとしては、享保16年（1731）に「職人切手」の作成例や、「祠堂米・祈祷米・薬料米・療治米・作得米・入揚米・手習子弟札米・常念仏相読米・餉佛米」についての通切手の作成例が「年行事所日記」に示されている¹³⁾。また、翌17年（1732）の7月に、「下米通用札」700枚（御焼印札）が下付されて各町に割り渡され¹⁴⁾、同年9月には「穀留通御切手」45通が藩から下されている¹⁵⁾。このうち、享保16年に示された作成例が現実化したのが、「穀留通御切手」45通と考えられる。

その後、宝暦飢饉に至るまでの期間、「年行事所日記」に下米通用札の下付事例は見いだせない。「穀留通御切手」については、寛保2年（1742）8月に、「当時町中飯米指支難済至極」のなかで、他領の村々で調達した米を村上町に取り入れることを目的に、惣町年寄から町大年寄中に宛てて500俵の「穀留御番所通御切手」の下付を藩に申請するよう願いが出されている¹⁶⁾。他所船による穀物調達活動にともなう穀物高値を理由として、2か月前から瀬波口・岩船口・塩谷口3か所の沖口穀留が実施されていたなかでの願いであった。その可否については「年行事所日記」に記載がなく、不明とせざるを得ない。しかし、他所船に大量の米を売り払った米商人を対象とする打ち壊し事件（定右衛門騒動・塩谷騒動）が発生し、村上町や岩船町などの願いによって沖口穀留が実施された延享3年（1746）には、同じ目的のもとで3000俵の「穀留御番所通御切手」の願いが認められ¹⁷⁾、翌年以降も3000俵に定数化した同様の願いと許可が断続的に繰り返されていく。享保16・17年の事例によると、「穀留通御切手」の原初形態は職人をはじめ多様な職種・職域の人々による持ち込み米の個別的な通過許可書であったが、飯米指し支え・米価高の経験が積み重なっていくなかで、「穀留通御切手」は数値目標を具体的に設定しての外部からの米の取り込みの重要な手段として拡大・変質していたのである。

町人たちによる米調達のための環境整備を図る一方で、村上町は、藩に対しても飯米の提供を要請していく。宝暦5年の9月には、200俵の「御払米」を願い、翌月には願い通りの俵数が払い下げられた¹⁸⁾。代金は、12月にその時の御立直段にて上納する取り決めであった。また、12月には、1000俵の「拝借米」を願い出た¹⁹⁾。代金は、御立直段にて来年5・6・7月に取り立てて上納するとあり、拝借米も有償での米の提供であった。宝暦に入って前年に至るまで、拝借米900俵の希望に対する500俵の実現が繰り返されており、まずは拝借希望量を増加させることでより多くの拝借米の確保を図ったと考えられる。翌年2月には、600俵の拝借米が各町に割り振られていることから、

100俵の増量が実現したことになる。これらの御払米や拝借米は例年通りの施策ではあるが、これらに加えて宝暦5年12月には、大坂の渡部治右衛門より、「村上町中米不足」につき来夏の囲米調達のための入用金として1000両を借用している²⁰⁾。

翌6年に入っても、正月には町方飯米として50俵の拝借が実現し²¹⁾、2月には先に示した拝借米600俵のほかに、黒川米579俵が各町に割り振られた²²⁾。さらに7月、三条米258俵が各町に割り振られた²³⁾。9月には御払米200俵²⁴⁾、12月に800俵の拝借米を願い²⁵⁾、500俵、150俵、100俵と3件合計750俵の拝借が実現した。町人による、町外での米の調達活動と米の取り入れとともに、定例の御払米や、増量した拝借米、追加的な藩からの米の供給で、村上町は飢饉を凌いでいくことになる。

第3章 岩船町の対応

岩船町では、宝暦4年から悪作の影響を受けていた。11月には、当年はとくに違作であり百姓方も難渋のところ、過分の御引方をうけて御年貢は皆済できたが、別しての悪作のため明年の夫食も一切なく、御田地の荒起こしもできないとして、御米118俵の拝借を願い出た²⁶⁾。翌月には29俵3斗7升の拝借米が認められたが、同時に米14俵3斗8升の「村才覚」を仰せつけられた²⁷⁾。「村才覚」分については、小口川組大庄屋元より才覚金として3両3歩が、上町伊左衛門(永1貫907文)・弥吉(永635文5分)・八右衛門(永317文5分)、下町佐兵衛(永206文7分)・佐五兵衛(永254文1分)・丑之助(永206文7分)・七助(永222文5分)に割り渡された。

宝暦5年2月には、藩から岩船町を含む小口川組の村々に向けて、旧冬に百姓共が大勢申し合わせて折々騒々しく打ち集まっていたことについて、庄屋共の対処が適切で大事に至らなかったとして御用捨とするとともに、以後同じようなことがなきように庄屋より百姓共へ入念に申し聞かせるべきとの演説書が示された²⁸⁾。これに先立つ御尋ねのなかで、庄屋共は寄合の趣旨を、去秋に一統不作となるなかで、御年貢を第一に考えて米銭を取り散らすことのないよう、内証にて諸差し引きの心得を申し合わせたものと答弁した。しかし、このやりとりからは、やはり当時の村上藩領内の水田地域における不作の深刻さと、不穏な社会情勢が窺い知れよう。

岩船町の「御触書留帳」のなかに記されている、宝暦飢饉についての覚書によると、宝暦5年は「大日てり」により諸国ともに悪作となり、5・6月までは1俵につき8~900文から1貫2~300文位であった米価は、7月には1貫800文位になった。さらに段々高値となり、12月中には2貫2~300文迄位、翌年6月には2貫7~800文になった。「米沢様」(米沢藩領)では4貫200文、「松前」では5、6貫文となったとも伝わっていた²⁹⁾。

そのなかで、10月には藩から、飯米確保についての演説書が示された。そこには、今年は当国ばかりでなく隣国も違作にて「米穀不足」となり、来夏までの飯料の取り続きも甚だ覚束ない。この節より飯料を貯え置くことが専一であるが、米調儀について内々差し障りや遠慮の筋もあるとの風説も聞く。町役人で熟談を遂げ、町の頭立の者へも勘弁を願い、互いに飯料に差し支えないように

申し合わせるべきである。もっとも、入米その他の取り計らいの手段について願いの筋があれば、町役人共で相談のうえ申し出るべきである。その趣旨により、当年は御聞き届けもあるべきことである。総じて渡世の品々に故障なく、末々まで飯料に差し支えなきように申し合わせべきであると記されていた³⁰⁾。まずは町役人を中心として町が米の調達・確保の主体となっていくことを求め、そのための手立てについて要請があれば考慮するというのが藩の基本姿勢であった。

しかし、翌月（11月）には、「当町ハ別而難儀有之町中飢人過分」として、藩より「飢人米」39俵8升8合が御渡しとなった³¹⁾。当時、「飢人米」支給の対象は424人にのぼり、11月16日より正月中まで74日分、1人につき5勺ずつ提供していく計画であった。これを記した覚書には、この節は、夜になるとれきれきの者共が米や飯米もらいに、町中在々所々へ出るという状況にあったと付記されている。

翌12月になると、「打続永荒故獵方并小前之者共殊之外差詰、及渴命候者共日々大勢罷成」という状況のなか、先月下された「御助米」（飢人米）で「追飢人」も助けていきたいと、当初計画の変更を願い上げた³²⁾。また、「当町（岩船町）中暮夫食米」を藩に願い上げてもあるが、町役人の才覚を求められたため、町役人を借り主として横道村（胎内市横道）三宅次郎に米70俵分として銭133貫文を借用した。その利息は1ヶ月金15両1分、来年の7月中に元利共に返済するという取り決めであった³³⁾。

さらに、同月に作成された願書（史料2）には、飯料米と他の用途に供される米の関係が述べられている。

（史料2）

奉願上口上之覚

一、当年諸方不作而米穀払底付米高直御座候故、来夏中御領分町方飯料取続無覚束奉存、酒造之儀町方より彼是申之義兼而被為及御聞候付、右飯料方相障之無之様酒造仕家業相立候様被為仰聞難有奉承知候、依之一躰承合之上右飯料方障相成不申様御他領御大名様御米調儀仕、尤例年より最早酒造時節も後レ其上米高直御座候得者、右御米而ケ成も酒造仕り度奉願候、岩船町之儀酒屋共酒造不仕候而ハ却而小前朝夕暮方難渋之者共多ク御座候、且又酒屋之儀小前難儀之酒屋共御座候得者、酒売立候以来子ノ二月中迄御他領金納御払米を以困米百俵仕置申度奉存候、右之趣御慈悲を以御願申上候、被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、此段宜被仰上可被下候、以上

宝暦五年亥十二月

小口川組岩船町酒や 彦右衛門

同 平 六

同 利 助

同 文 蔵

太次兵衛

右者今度被仰聞候趣当町酒屋共^(虫喰)申達し偏難有□承知家業相立申度奉存候、因是相調候所前書申

上候通り飯料方相障之儀も無御座候間、酒造被遊仰付候様^二被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

小口川組岩船町庄屋 庄右衛門

七郎右衛門

右ハ米払底^二付諸国共^二殊之外さわヶ敷候^二付、此間共^二酒屋迄酒造り之儀難成候故、囲米之願酒屋より指上、漸々十二月中旬^二酒造仕候様^二被仰付候、併^二例年之様^二米高ハ作り不申候様^二被仰付候、以上

宝暦五年十二月十日

米穀払底・米価高のなかで、飯料確保に不安を抱える町方からの酒造への風当たりが強くなっていた。岩船町の酒屋共は、酒造りを行わないと却って多くの者が難渋してしまうとして、町方飯料に支障が生じないよう「御他領御大名様御米」を調達しての酒造りを願い出た。加えて、翌年(宝暦6年)酒を売り立てて以来2月迄に、「御他領金納御払米」をもって100俵の囲米を仕立てることを申し出た³⁴⁾。12月中旬に酒造は許可されたが、それは酒造米高を例年以下に抑えるようにとの指示を受けたうえでのものであった。

村上町でも、定右衛門騒動の翌年(延享4年)10月に、酒造米として町在米を購入しないようにとの願いが町内からあがり、以後は「御分御蔵米」あるいは「川向御大名様御払米」などを調達して酒造米にあてることが定められていた³⁵⁾。さらに、「御大名様御米」といっても川より手前では調達しないこと、逆に川向かいであっても商米は調達しないことなども定められ、覚書が町々に配布された。天候不順による不作や、他所船による米調達と搬出に加えて、町在米の酒造米化も米価上昇の一因となっており、酒造米の対象となる米や酒造米調達地域を限定することにより、飯米の確保と酒造業との両立が図られたのである³⁶⁾。

岩船町でも、やはり酒造が米価上昇の一因とみなされ、それゆえに酒造家の地域内での立場も揺らぎかねなくなっていた。そのため、酒屋は酒造米の入手先を飯料米と明確に区別、限定することにより酒造の継続を図るとともに、囲米の主体としての役割を担う意思を示した。大量の米を調達するノウハウとネットワークをもつ酒造家は、それゆえに飯米確保の主体としての役割が期待されるようになり、その生業と地域内での社会的地位の保全のため、飯米確保に主体的に関与せざるを得なくなったのである。

翌年になっても、岩船町による飯米確保の動きは継続する。1月、今もって諸方不通用で当日を送りかねる状態が続くとして、御助の御米を願い上げ³⁷⁾、同月中には御米30俵の拝借が実現した³⁸⁾。翌2月にも70俵の拝借米が御渡しとなり、合わせて拝借米は100俵となった³⁹⁾。さらに、岩船上町・下町の両町で、米30俵を酒屋中より借り受けた。「御触書留帳」には、これらの手立てに加えて、大組頭又右衛門・太郎左衛門・長右衛門は粉糠30俵を供出し、その他の大組頭も寄合にて粉糠10俵を出した。庄屋七郎右衛門(伴田氏)も方々働き、米を時々少々ずつ出したとある⁴⁰⁾。

「先飢人」に「追飢人」を合わせると、岩船町の飢人は900人余にも及ぶものとなった⁴¹⁾。様々な手立てにより確保した米の提供は、1人につき一日に1合ずつ、宝暦5年11月9日から翌6年4

月 24 日まで続いた⁴²⁾。

しかし、これ以降も米価は上昇し、不猟に加えて諸商いなく、益後はさらに難儀となった⁴³⁾。「飢人」の人数も、下町 804 人・上町 430 人、岩船町全体で 1234 人にのぼっていた。掘ん所なく岩船町は藩に願い出て、早速 25 俵が御渡しとなったが、これは下され米ではなく、代金上納が求められる拝借米とされた。藩もこの 25 俵では過分の人数を救うことは覚束ないと考え、両町地下人頭立の者 11 人に米 75 俵を取りかえ差し出し、都合 100 俵をもって日々渡していくようにとの指示を内証にて加えた。

これをうけて、8 月 9 日に両町庄屋・組頭が残らず庄屋（七郎右衛門）宅に寄り合い、そこで 75 俵の出来を 11 人の者どもへ申し付けた。多くはやむなく受け入れたが、一部拒絶する者もあらわれた。「右七十五俵割付人数」によると、出来は下町惣左衛門 4 俵、下町酒屋彦右衛門 6 俵、下町伊右衛門 10 俵、上町庄左衛門 8 俵、上町又右衛門 8 俵、上町太郎左衛門 8 俵、上町文蔵 7 俵、上町次郎兵衛 8 俵、上町与惣兵衛 7 俵、上町長右衛門 5 俵、下町酒屋利助 4 俵であった⁴⁴⁾。

覚書には、宝暦 5 年から 6 年にかけての飢饉に関する記述の締めくくりとして、「同（宝暦）六子年ハ作方悉能ク有之、米も下直罷成申候」とあり、6~7 月には 2 貫 7、800 文した米も、8 月には 1 貫 2、300 文までになり、諸人ともに助かったと続いている⁴⁵⁾。飢饉終息の時期や経緯については、さらに他の史料と照らし合わせながら検討する必要があるが、岩船町においては、宝暦 6 年の後半には沈静化に向かったとみなせよう。この飢饉の経験は、公務記録としての「御触書留帳」のなかに覚書として詳述されており、岩船町にとって、町役人や町の「頭立」たちの振る舞いも含めて、事態の推移を書き残しておくべき重大事であったことが窺い知れる。

また、覚書などから見いだせる、岩船町の町役人たちの飯米確保策は、「御助米」や拝借米といった複数の形態での村上藩からの米の供給と、「頭立」の者や酒屋からの出来も含めた「所才覚」からなっていたとみなすことができる。ここに、村上町にみられたような、他所からの米の引き入れ策や、そのための仕組みを構築していこうとするような動きはみられない。これについては、番所が設置され入米が規制される村上町に特有の動きと捉えることもできるが、定右衛門騒動以降継続していた沖口穀留によって、米の外部への流出を阻止しようとする意思はあっても、町の政策として外部から米を積極的に引き入れていこうとする意識は、当該期の岩船町には希薄であった。

藩への拝借米の願いやその受け取りの事例を、史料として確認できるようになるのは、岩船町では元文期以降のことになる。いくつか具体的にあげてみると、元文 2 年（1737）2 月、打ち続く長荒につき大勢の漁師共が飢えに及んでしまい、今後日和がよくなっても猟にも出られないとして、50 俵の拝借米を願い出た⁴⁶⁾。しかし、この時には藩から即座にはその可否が示されなかったため、情勢が逼迫していると判断した岩船町から漁師共に 50 俵（岩船上町 30 俵・同下町 20 俵）の「所才覚米」が貸し付けられた。

同年 12 月にも、岩船町漁師共は、当夏も漁が当たらず、世間困窮にて肴も下値であるとして、80 俵の拝借米を願った⁴⁷⁾。同月には岩船町も、諸商人が近年の世間困窮により諸商なく必至と難儀として、200 俵の「御売付米」を願い出た⁴⁸⁾。元文 4 年（1739）11 月には、岩船上町の惣百姓が、近

年打ち続く悪作のなかで当年は別して差し詰まり、内証の才覚も叶わないとして、50俵の拝借米を願った⁴⁹⁾。元文5年(1740)12月には、引網納屋8軒が、近年の不猟により困窮し、水主共への扶持米も確保できないとして、64俵の拝借米を願った⁵⁰⁾。

ここに示した元文期の岩船町における拝借米の願いから、町場としての岩船町の特徴と、これと関わる個性的な飯米事情が浮かび上がる。岩船町は、村上藩の沖口としての役割を果たしうる港町であるとともに、漁師の集住する漁業集落、水田地帯の一角に位置する農業集落としての要素も併せ持っていた。その漁業形態も、漁師頭惣助のもとに組織化された漁師共による「釣猟」に加えて、やはり組織化された漁業形態である「引網」に従事する漁師集団が別個に存在した。こうした岩船町の特徴は、拝借米を願い、その対象となる主体が複数存在するという、村上町にはみられない現象をもたらした。

岩船町を特徴づける漁師集団は、岩船町における飯米需要のなかで一定の割合を占めるのは無論のこと、その飯米の購買能力は、漁の豊凶に左右されてしまうものであった。漁師頭惣助のもとに組織化された漁師集団は、岩船のなかでも下町に集住しており、これが岩船町全体の「飢人」1234人のなかで、下町が804人に及ぶ要因となっていた。また、漁業の状況は、岩船町全体の景気にも大きな影響を及ぼし、「不猟」は岩船町の「不商」をもたらす主因の1つとなった。漁師集団は、岩船町における飯米需要ばかりでなく、経済状況に大きな影響を及ぼす存在となっていたのである。そして、「不商」は、岩船町全体の飯米購買力を低下させることにもなる。長引く不猟や、これによって深刻化する岩船町の不商は、複数の主体からの御救・拝借願を相次がせ、岩船町における藩からの米の供給への依存も継続的な状態となっていった。このことは、宝暦飢饉において岩船町が、「当町ハ別而難儀⁵¹⁾有之町中飢人過分」という状況に至る地域的要因にもなったと考えられる⁵¹⁾。

第4章 おわりに

本稿では、越後国村上藩領における城下町村上と港町・漁師町岩船を事例として、宝暦飢饉への地域社会の対応について、地域の米穀事情を考慮しつつ検討した。

村上町は、藩による入米の規制のなかで、町外から必要量の米を円滑に、切れ目なく取り入れていくための手立てを、宝暦飢饉に至るまでの飯米指し支え・米価高の経験のなかで育んでいた。数値目標を具体的に設定しての「穀留通御切手」は、主要なそれとして成長・変質したものであった。一方で、藩からの定期的な払米や拝借米とともに、これらの増量や追加的な米の供給も、飢饉時の飯米確保に欠かせないものであった。城下町村上では、宝暦飢饉以前から、藩からの米の供給とともに、他領を含む周辺地域からの町人たちによる米の取り入れにより、町の生活が維持されていた。そのため、町役人もこれらに日常的・継続的に関与することとなり、宝暦飢饉への対応もその延長線上と位置づけられるものとなった。

岩船町における飯米確保策は、やはり拝借米といった形態での藩からの米の供給と、町による自力での調達である「所才覚」からなっていた。また、「所才覚」の実現は、おもに町の「頭立」の者

や酒屋からの出米に依っていた。外部から積極的に米を引き入れようとする志向は、当該期までの岩船町にはみられず、町役人は上記の方法による米確保に奔走・苦闘するとともに、増加していく「飢人」に広くこれを提供していくことに注力した。

また、漁師町としての特徴は、この飢饉において岩船町、なかでも漁師の集住する下町に「飢人」を多く生じさせる要因となった。しかし、複合的な社会を形成していた岩船町は、内部の社会集団の特徴に由来する飢饉の深刻化に苦しみながらも、「所」としてのまとまりを維持し、各々の才覚を結集して事にあたったといえよう。このことが、「覚書」を書き残そうとした原動力となったとも考えられる。

村上町と岩船町は、当該期に至るまでに、他所船による米の調達活動と領外への搬出にともなう米価上昇を経験し、これを阻止するための沖口穀留をとともに願った。宝暦飢饉においても沖口穀留は維持されており、米の領外流出阻止の意図はなお両町に共通していた。また、規模の違いはあれ、両町における酒屋による酒造米調達も、飯米不足をもたらしかねない材料の1つであった。そのため、地域の主要産業の1つである酒造業の存続を図りつつ、飯米確保に支障を来さないようにする合意を、両町はともにその内部で形成していく。加えて、岩船町では、酒屋が「所才覚」の主要な担い手としてのすがたをみせることにもなった。

本稿での検討は、村上藩領内の2つの町場に限られたばかりでなく、例えば岩船町においても、農業集落としての側面と、これと関わる飢饉への対応の特徴については、検討・提示することができなかった。当該期における飢饉への地域社会の対応についてのより総合的な検討は、今後の課題とせざるを得ない。今回の検討をその足がかりとしていきたいが、同時に、本稿を今後、地域の米穀事情や、天明や天保といった後に生じる飢饉ごとの対応の変遷を通時的に検討していくための一事例と位置づけていきたい。

-
- 1) 新潟県『新潟県史 通史編4 近世二』、新潟県、1988年、222-224頁。
 - 2) 前掲1)、225頁。
 - 3) 村上市『村上市史 資料編3 近世二 町・村、戊辰戦争編』、村上市、1994年、104-105頁。
 - 4) 伴田家文書、享保20年(1735)、「内藤孫三郎様御代、小口川組岩船町明細帳 控」(筑波大学村落史研究会編『新潟県村上市岩船上町 伴田家文書 第一集』、筑波大学村落史研究会、1992年、10-21頁)。
 - 5) 村上郷土研究グループ解説、鈴木鉦三校訂『村上町年行事所日記(二)』、村上古文書刊行会、1991年、35頁。
 - 6) 前掲5)、61頁。
 - 7) 前掲5)、87頁。
 - 8) 伴田家文書、宝永6年(1709)、「仕ル証文之事」。
 - 9) 村上郷土史研究グループ解説、鈴木鉦三校訂『村上町年行事所日記(一)』、村上古文書刊行

- 会、1991年、87-88頁。
- 10) 前掲5)、62頁。
 - 11) 前掲9)、138頁。
 - 12) 前掲9)、149頁。この願いについては、14日に「一、下米 穀留御番所通用 壺斗五升迄御通し」となった。
 - 13) 前掲9)、190-191頁。
 - 14) 前掲9)、208頁。
 - 15) 前掲9)、211頁。
 - 16) 前掲9)、284頁。
 - 17) 前掲9)、359頁。
 - 18) 前掲5)、67-70頁。
 - 19) 前掲5)、74-75頁。
 - 20) 前掲5)、75頁。
 - 21) 前掲5)、80-81頁。
 - 22) 前掲5)、82頁。
 - 23) 前掲5)、95頁。
 - 24) 前掲5)、100頁。
 - 25) 前掲5)、107頁。
 - 26) 伴田家文書、宝暦4年(1754)、「乍恐奉願上口上之覚」(「萬願書留帳」)。
 - 27) 伴田家文書、宝暦4年(1754)、「御拝借仕御米之事」(「萬願書留帳」)。拝借米の返上納は、来亥暮れに仰せつけられ次第とされた。また、29俵3斗7升のうち、22俵3斗3升が上町分、7俵4升が下町分となった。)。
 - 28) 伴田家文書、宝暦4年(1754)、「小口川組村々」(「御触書留帳」)。小口川組は、神納郷平野に位置する15町村からなり、その総石高は5470石9斗4合で、村上藩城付き領のなかでは最大であった(村上市『村上市史 通史編2 近世』、村上市、1999年、146頁)。
 - 29) 伴田家文書、「御触書留帳」。
 - 30) 伴田家文書、「演説之覚」(「御触書留帳」)。
 - 31) 伴田家文書、宝暦5年(1755)、「覚」(「御触書留帳」)。同月に、岩船町から御米300俵の拝借願いが出されていた(伴田家文書、宝暦5年(1755)、「乍恐奉願上口上之覚」(寛延3年(1750)、「御用申附書」)。
 - 32) 伴田家文書、宝暦5年(1755)、「乍恐奉願上口上之覚」(寛延3年(1750)、「御用申附書」)。
 - 33) 伴田家文書、宝暦5年(1755)、「借用申銭之事」(「萬願書留帳」)。
 - 34) 伴田家文書、宝暦5年(1755)、「奉願上口上之覚」。(寛延3年(1750)、「御用申附書」)。
 - 35) 前掲9)、364頁。
 - 36) 享保3年の明細帳によると(前掲3))、村上町は「根本酒屋三拾八軒」であり、その根本酒造

米高は1万1090石にのぼるものであった（前掲9）、50-54頁）。ただ、これは寛文5年（1665）に定められたものであり、元禄10年（1697）には酒屋22軒、実際の酒造石高は1386石2斗5升、正徳5年（1715）には22軒、462石8升4合となった（前掲28）、392-393頁）。しかし、宝暦4年12月には、元禄10年の石数までは寒造・新酒とも勝手次第とされた（前掲5）、47頁）。また、岩船町の明細帳には（前掲4）、岩船町の酒造業について「酒屋四軒」「酒造高五千五百十九石五斗九升六合」とある。

- 37) 伴田家文書、宝暦6年（1756）、「乍恐奉願上口上之覚」（「萬願書留帳」）。
- 38) 伴田家文書、宝暦6年（1756）、「御拝借仕御米之事」（「萬願書留帳」）。
- 39) 伴田家文書、宝暦6年（1756）、「覚」（「萬願書留帳」）。
- 40) 前掲29）。
- 41) 伴田家文書、「覚」（「萬願書留帳」）。
- 42) 前掲29）。
- 43) 前掲41）。
- 44) 前掲41）。
- 45) 前掲29）。
- 46) 伴田家文書、元文2年（1737）、「乍恐奉願口上之覚」（表題欠、御用留帳）。
- 47) 伴田家文書、元文2年（1737）、「乍恐奉願口上之覚」（表題欠、御用留帳）。
- 48) 伴田家文書、元文2年（1737）、「乍恐以書付奉願口上之覚」（表題欠、御用留帳）。
- 49) 伴田家文書、元文4年（1739）、「乍恐奉願口上之覚」（表題欠、御用留帳）。
- 50) 伴田家文書、元文5年（1740）、「奉願上口上之覚」（表題欠、御用留帳）。
- 51) 蒲原郡地本村（胎内市地本）の「河内氏記録」には、宝暦6年の出来事として「ききん也浜方人多死ス」とあり、飢饉はとくに、漁業を営む沿岸集落で深刻化したことが示されている（中条町史編さん委員会編『中条町史 資料編第三巻 近世下』、中条町長熊倉信夫、1985年、873頁）。